

受託単価規定表

一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクト

1. 目的

この規定は、一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクトが、公共事業を受託した際に、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

標準業務受託単価を職務区分に応じ、基準日額および基準時間単価をもって定める。

単価：円（税抜）

	基本単価	
種別	時間単価	1日単価
統括スーパーバイザー	10,000	60,000
	講演会・研修会 講師	30,000~ 小中学校 直接依頼 15,000-
	時間単価	1日単価
シニアスペシャリスト	6,000	42,000
スペシャリスト2	5,000	35,000
スペシャリスト1	4,000	28,000
エキスパート2	3,500	24,000
エキスパート1	3,000	20,000
シニアスタッフ	2,500	17,000
スタッフ	1,800	13,000

3. 附則

平成27年8月16日：制定

令和 8年 3月 31日改定

※公共機関からの受託業務等に係る人件費単価規定

第1条 [目的] この規定は、弊法人が公共機関から受託し、又は請け負う業務〔以下「受託等事業」という〕の実施に必要な経費の見積りに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 [労務費] 受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規定に定める基準を上限に計算するものとする。ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条 [その他の経費] 労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される、実費により計算する。

第4条 [協議] この規定で定められていない事項については、協議を行い理事会の承認により 定める。

第5条 [制定・改廃] この規定の制定。改廃は、理事会の承認によるものとする。

一般社団法人グッジョブおきなわプロジェクト
代表理事 喜屋武裕江

